

公的統計の整備に関する基本的な計画（抜粋）

（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）

第 2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

3 統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備

(2) 基幹統計の整備に関する方向性

基幹統計として整備する統計について整理した結果、全面改正前の旧統計法に基づく指定統計のうち基幹統計に移行するもののほか、新たに基幹統計として整備する統計、将来の基幹統計化について検討する統計は、別表のとおりである。

基幹統計として整備する統計の整備は、上記の考え方を踏まえるとともに、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であるという統計法の理念の下、利用者にとって、より使いやすい統計を整備する観点から行い、例えば、現在、各府省が分散的に整備している製造業の生産動態に関する統計の一本化や企業活動に係る包括的な統計の構築の検討等を行うこととする。

別表 今後 5 年間に講ずべき具体的施策

「第 2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」部分

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (1) サービス活動に係る統計の整備 ア 情報通信サービスに関する統計の整備	○ 情報通信業の分野において、総務省が実施する統計調査については、経済産業省企業活動基本調査と連携して一元的に行う。 具体的には、既存の情報通信活動に係る統計調査について、企業活動を把握する基幹統計となる企業活動基本統計（仮称）の下に統合して、日本標準産業分類の大分類「G 情報通信業」に係る経済産業省と総務省の共管調査として実施し、情報通信業に関する企業活動の統計を整備する。	総務省、 経済産業省	平成 22 年を目途として実施する。

3 将来の基幹統計化について検討する統計

府省名	統計又は統計調査名	検討の方向性等	実施時期
総務省	通信・放送産業基本調査、放送番組制作業実態調査	経済産業省企業活動基本調査と連携して一元的に実施する。具体的には、企業活動を把握する基幹統計となる企業活動基本統計（仮称）の下に統合して、日本標準産業分類の大分類「G 情報通信業」に係る経済産業省と総務省の共管調査として実施し、情報通信業に関する企業活動の統計を整備する。	平成22年を目途に実施する。